

## 三重県子ども条例（仮称）素案

平成 22 年 10 月 4 日

健康福祉部こども局

# 三重県子ども条例（仮称）素案

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもには生まれながらに豊かに育つための権利があります。それは、ありのままで安心して生きること、虐待やいじめなどのあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を發揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることです。一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければなりません。

子どもと大人は、共に社会をつくっていく仲間です。すべての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができます。子どもは、学びや生活をはじめ、人との様々な関わりや多様な価値観に触れる経験を通して、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付け、やがて次の世代を大切に育てるこことできる大人へと成長していきます。人と人が強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会を実現していくことが必要です。

私たちは、国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」（平成6年公布条約第2号）の考え方に基づき、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざします。そのため、あらゆる主体は相互に連携、協働し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定します。

## 1 目的

この条例は、あらゆる主体が連携、協働し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことにより、「児童の権利に関する条約」の考え方に基づく子どもの権利が尊重される社会の実現を目的とする。

## 2 定義

この条例における用語の意義は、それぞれ次のとおり。

- ① 子ども 18歳未満の者（その他これらの者と同等に取り扱われることが相当である者）をいう。
- ② 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- ③ 学校等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他の施設において子どもに関わる業務に従事する者（②に掲げる者を除く）をいう。
- ④ 事業者 個人、団体を問わず事業を行う者をいう。

### 3 基本理念

本条例に基づく取組の推進にあたっては、次の基本理念に基づかなければならぬ。

- ① 子どもを権利の主体として尊重する
- ② 子どもの最善の利益を尊重する
- ③ 子どもの力を信頼する

### 4 各主体に期待する役割

(1) 各主体は、次の役割を果たすことが期待される。

- ① 市町は、子どもの育ちを見守り、支える取組の推進に努めるものとする。
- ② 保護者は、子どもを大切に育てるとともに、子どもの育ちを見守り、支えるものとする。
- ③ 学校等関係者は、保護者及び他の主体と連携を図りながら、子どもが安心して学び、育つことができるよう努めるものとする。
- ④ 事業者は、雇用環境の整備に努めるとともに、地域活動などを通して子どもの育ちを見守り、支えるよう努めるものとする。
- ⑤ 県民及び子どもに関わる団体は、連携を深めながら、子どもの育ちを見守り、支えるよう努めるものとする。

(2) 子どもに関わるあらゆる主体は、3の基本理念に沿って連携・協働する。

### 5 県の責務及び基本的な取組

(1) 県は、子どもの権利が尊重される社会の実現及び子どもの育ちを見守り、支える地域づくりに向けた次の基本的な施策の展開をはかる。

- ① 子どもの権利について学ぶ機会の提供
  - ア 子どもの権利について子ども自身が知り、主体的に学ぶ機会を提供する。
  - イ 子どもの権利についてあらゆる主体が学ぶ機会を提供する。
- ② 子どもの参加等の促進
  - ア 子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促す。
  - イ 施策の推進にあたり、子どもの意見を尊重する。
- ③ 子どもの活動の支援
  - 子どもが様々な活動を主体的に行うことができるよう支援する。
- ④ 県民等による活動の支援
  - ア 子どもの育ちを見守り、支える県民の様々な活動を支援し、主体間の連携を促進する。
  - イ 地域で様々な主体と連携・協働し、子どもの育ちを見守り、支えることでのできる人材の育成に努める。
- ⑤ 子どもの権利にかかる相談
  - 子どもが相談できる窓口を設置し、関係機関と連携した対応を行う。

(2) 県は、(1)に掲げる取組を、国、市町、保護者、学校等関係者、事業者及び県民並びに子どもに関わる団体と協力して実施する。

## 6 広報・啓発

- (1) 県は、この条例についての県民の理解促進及びあらゆる主体の積極的な取組の展開を図るため、広報と啓発に努める。
- (2) 毎年11月を「〇〇月間」とする。

## 7 調査

- (1) 県は、子どもの育ちの実態、子どもの意見等を把握するための調査を実施し、その結果を公表する。
- (2) 県は、子どもの育ちの実態、子どもの意見等をこの条例に基づき実施する取組への反映に努めるものとする。

## 8 検証及び年次報告

- (1) 県は、毎年、この条例に基づき県が行う取組を検証する。
- (2) 県は、毎年、この条例に基づき様々な主体が行う取組を収集する。
- (3) 県は、(1)、(2)の取組を年次報告として取りまとめ、公表するものとする。